

シープリン使用ガイドライン

1. 知的財産権について

公益社団法人日本臨床工学技士会（以下「本会」）の公認マスコットキャラクターのシープリン（以下「シープリン」という。）は、臨床工学技士の業務に対する理解と支援を広く促進することを目的として作成されました。

シープリンは本会の知的財産であり、商標権及び著作権といった知的財産権により保護されています。その適正な利用を推進するため、本ガイドラインは、シープリン(ご当地シープリンを含む)の使用について定めていますので、使用希望者は、本ガイドラインを事前に確認し、遵守する必要があります。

2. シープリンのイラスト使用等に関する説明

(1) シープリンは、本会の活動目的を達成するために、以下の目的で使用することができます。

- 臨床工学技士に関連する広報活動
- 教育活動
- 各種プロモーション
- イベント等、本会が適当と認めた活動

(2) シープリンの正しい使用方法

シープリンは知的財産権により保護されており、原則としてデザインの変更や改変は認められていません。本会が提供する正式なロゴやキャラクター画像をそのまま使用してください。

(3) 以下の改変・使用は禁止されています。

- シープリンの色・形状・デザインの変更
- 不適切な内容（扇情的、暴力的、差別的等）での使用
- 法令または本ガイドライン に違反し、そのほか公序良俗に反する使用
- その他、本会が不適切であると判断する使用

(4) 出典表記について

シープリンのイラストを使用する際は、「© 公益社団法人日本臨床工学技士会」等、可能な限り、商標の出典が明示されていることが必要です。詳細は本会へご確認ください。

(5) 使用の範囲と制限

非営利かつ公共性の高い目的（学会、教育、社会貢献活動など）での使用は認められます。ただし、不適切な使用が確認された場合、本会の判断により使用を中止し

ていただくことがあります。

(6) シープリンの適切な使用

シープリンは臨床工学技士を象徴するキャラクターです。その使用に際しては、公共性・専門性・社会的責任を十分に意識し、不適切な印象を与えるような使用は避けてください。

(7) 不正使用の防止

キャラクターの混同や誤認を避けるため、使用者は利用状況を必要に応じて報告し、本会による監視・管理を受け入れるものとします。

3. 関連資材（着ぐるみ）の貸出について

本会ではシープリンの関連資材（着ぐるみ）の貸し出しを行っています。

(1) 貸出対象

以下のイベント・活動に限り、シープリン関連資材の貸し出しを行います。

- 本会が主催するイベント
- 都道府県臨床工学技士会が主催するイベント
- その他、本会が認めた活動

(2) 申請手続き

- 事前予約の通知：借用者は借用書の提出に先立ち、必ず事務局に対して貸し出し予約の連絡を行ってください。
- 借用書の提出：借用者は所定の様式にて借用書を提出いただき、貸し出し申請が正式に受理されます。

(3) 貸出の優先順位

同一期間に複数の申請がある場合は、予約の先着順で貸し出しを決定します。

(4) 借用者の責任

借用者は以下の責任を負うものとします。

- 関連資材を丁寧に取り扱い、責任をもって管理すること
- 返却期日を厳守すること
- 紛失・破損・盗難などにより返却が不可能となった場合は、製作費相当額を弁償すること
- 著しい汚れが生じた場合は、洗濯費用を弁償すること
- 関連資材の輸送に係る費用はすべて借用者が負担すること
- 借用者は、付属の取扱説明書に従い、正しく使用するよう努めること

4. 使用許可の取り消し

本会は、以下のいずれかに該当する場合、シープリンの使用許可を取り消すことがあります。

- 本ガイドラインに違反した場合
- 許可された目的以外で使用された場合
- 使用が社会的に不適切であると判断された場合

5. 免責事項

本会は、関連資材（着ぐるみ）を含めシープリンの使用に関して発生した損害・トラブル等について一切の責任を負いません。シープリンの使用はすべて使用者ならびに借用者の責任において行ってください。

6. お問い合わせ先

前項の利用許諾の範囲についての個別のご相談は以下の窓口にお問い合わせください。

公益社団法人 日本臨床工学技士会 事務局 (sheep-rin@ja-ces.or.jp)

7. ガイドラインの改定

本ガイドラインを改定する場合は、運営企画会議の確認を経るものとする。

附則

1. 本ガイドラインは、2025年度第2回公益社団法人日本臨床工学技士会理事会の議決により、2025年7月1日に遡及して施行する。